

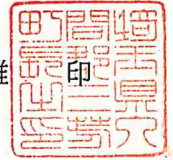
普通財産の一般競争入札による売却処分公告

公告第340号

令和5年10月30日

下記町有財産の売却処分について次のとおり一般競争入札を行うので、三芳町普通財産売払事務取扱要綱第5条の規定に基づき公告する。

三芳町長 林 伊佐雄



記

1 一般競争入札に付する売払物件

	所在地	地目	地積		予定価格 (円)
			公簿	実測	
1	入間郡三芳町大字藤久保6198	宅地	76.57m ²	76.57m ²	7,722,760円
2	入間郡三芳町大字藤久保3847-42	宅地	48.67m ²	48.67m ²	4,466,482円
3	入間郡三芳町大字藤久保3847-39	宅地	33.75m ²	33.75m ²	2,702,220円

2 参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、個人及び法人（公共的団体を含む。）とする。ただし、次に掲げる者は入札に参加することができない。また、代理人としても参加することができない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年及び破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項による観察処分を受ける団体及びその関係者
- (4) 町の行った普通財産の売払いに関し、一般競争入札の公正な競争を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために談合した者で、その事実があった日から2年間に経過していないもの
- (5) 町の行った普通財産の売払いに関し、落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者で、その事実があった日から2年間に経過していないもの
- (6) 町の行った普通財産の売払いに関し、正当な理由がなくて契約を履行しなかった者及び正当な理由がなくて契約の締結をしなかった者で、その事実があった日から2年間に経過していないもの
- (7) 市町村税の滞納者

3 「一般競争入札による普通財産（土地）売払実施説明書」の配布及び契約条項を示す場所

三芳町大字藤久保1100番地1 三芳町役場 4階 施設マネジメント課

4 入札参加申込書の受付

入札参加希望者は、次の書類を提出すること。

- (1) 一般競争入札参加申込書
- (2) 個人の場合は住民票の写し又は外国人登録済証明書、法人の場合は登記事項証明書（いずれも発行後3箇月以内のものに限る）
- (3) 市町村税の納税証明書
- (4) 上記(1)～(3)の書類のほか、場合によっては必要な書類を求められることがある。

受付期間 令和5年10月30日 ～ 令和5年11月16日(閉庁日を除く。)

受付時間 午前8時半～午後5時15分

受付場所 三芳町役場 4階 施設マネジメント課

5 現場説明の日時及び場所

実施しない

6 入札及び開札の日時及び場所

令和5年11月17日 午後2時30分～ 三芳町役場 2階 202会議室

7 入札無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付せず、又は提供しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに談合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

8 入札保証金

入札者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の額（千円未満切り上げ）を現金若しくは銀行振出小切手（支払い場所が三芳町内であるものに限る。）により入札までに納付する。

落札者以外の入札保証金は直ちに本人に返還する。落札者には契約締結後返還する。

9 落札者の決定方法

入札価格が町の予定価格以上で、かつ、最高価格による入札者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が2以上あるときは、直ちに当該入札者らによるくじによって落札者を決定する。

10 契約書の提出

落札者は、町が指定する期日までに、契約保証金(契約金額の100分の10以上の現金又は銀行

振出小切手)を添えて、契約書を提出しなければならない。その際、既納の入札保証金を充当することができる。

ただし、期間内に契約書の提出がない場合は、落札は無効となり、入札保証金の返還は行わない。

1.1 代金の納入及び所有権の移転

落札者は、契約締結後30日以内に買受代金を一括して納入する。所有権移転の登記は、代金の納入後町が行うが、登録免許税及びその他契約に係る費用は、すべて落札者の負担とする。

ただし、落札者が期日までに買受代金を完納しないとき、又は落札者が契約を破棄したときは、契約を解除し、契約保証金の返還は行わない。

1.2 用途制限等

落札者は、当該売買物件を次に掲げる利用をしてはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する施設の用に供する土地利用
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団の事務所その他反社会团体及びこれらの構成員がその活動の用に供する土地利用
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体の事務所その他これらに類するものの用に供する土地利用
- (4) 騒音、振動、その他周辺環境に支障を及ぼす土地利用
- (5) その他公序良俗に反する土地利用
- (6) 落札者は、契約締結後5年間当該土地を転売してはならない。ただし、やむを得ない事情により当該土地を処分する必要がある場合は、事前に町と協議を行い、町の許可を得た後、前各項の条件を付して処分しなければならない。
- (7) 落札者は、前各項の条件に違反したときは、売買代金の100分の30の違約金を支払わなければならない。また、契約を解除する場合がある。

1.3 実地調査条件

契約条件の履行状況を把握するため、町は随時実地調査を行い、又は買受者に必要な報告を求めることができる。

実地調査条件に違反した場合は、買受者は1回につき売買代金の100分の10の違約金を支払わなければならない。また、契約を解除する場合がある。

1.4 お問い合わせ先

埼玉県入間郡三芳町藤久保1100番地1

三芳町役場 施設マネジメント課管財契約担当 TEL049-258-0019 (内線452)